



2024年12月号

『改正食品関連法規解説 2024』

改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ（25）

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月も前月に続き、令和6年（2024年）8月23日から令和6年9月30日の期間に公布・改正された主な食品関連法規を解説（一部抜粋・省略・加工）します。

203. 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部が改正（令和6年8月23日）

【主な改正の内容】

第2回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合（令和6年5月31日）において「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」が取りまとめられ、特定保健用食品についても健康被害の情報提供の義務化及び天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品へのGMPの要件化について、措置を講ずることが課題とされたことを受け、健康被害の情報提供の義務化に関して所要の改正を行った（天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品へのGMPの要件化については、別途改正）。

（特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領から抜粋）

3 許可等の要件

食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるものであって、次の要件に適合するものについて許可等を行うものであること。

・・・(9) 許可等に係る食品の健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品に起因する又はその疑いがある）

ると診断されたものに限る。8（3）のウ後段において同じ。）に関する情報を収集し、その発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を食品衛生法施行規則別表第 17 第 9 号八の規定により都道府県知事等に速やかに提供するとともに、当該情報について消費者庁長官に提供する体制が整っていると認められること。

・・・略・・・

8 許可後の取扱い

・・・（3）安全性等に関する情報収集及び報告

ウ 特定保健用食品の販売に伴い許可等を受けた者に寄せられた消費者からの**健康被害**に関する苦情等について、処理経過を含め、記録し、保存するよう努めなければならない。また、許可等に係る食品の健康被害に関する情報のうち、その発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を食品衛生法施行規則別表第 17 第 9 号八の規定により都道府県知事等に速やかに提供するとともに、当該情報について別紙様式 8 により消費者庁長官に提供すること。

エ 消費者、医療従事者その他の情報提供者から健康被害に関する情報を得た場合であって、情報提供者が医師以外であり、医師による診察が行われていない場合にあつては、特定保健用食品の販売に伴い許可等を受けた者の責任において、情報提供者に医師への診察を勧める等適切な対応を行うこと。

（特定保健用食品申請に係る申請書作成上の留意事項）

第 1 申請書の留意事項

（14）その他 ア～キ（略）

ク 健康被害の情報収集体制に関する情報として、次に掲げる情報を記載すること。

a 健康被害に関する情報について消費者、医療従事者等からの連絡に対応する窓口となる部署の連絡先

b a の対応が可能な日時

c 組織の体制を示した図

d 健康被害に関する情報の収集、評価、行政機関への提供等に関するフローチャート

・・・略・・・

204. 次の日本農林規格を改正する告示が公表（令和 6 年 8 月 30 日）

○農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正

○畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正

○水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正

○削りぶしの日本農林規格の一部を改正

○ドレッシングの日本農林規格の一部を改正

○青果市場の低温管理の日本農林規格の一部を改正

【主な改正の共通する内容と個別の内容】

1、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に従い規格の様式が改正。

2、削りぶしの日本農林規格については、1の様式の改正のほか、食塩測定法として「電量滴定法」が追加。

（改正後の日本農林規格からの一部抜粋）

<農産物缶詰及び農産物瓶詰（Canned agricultural products and bottled agricultural products）>

1 適用範囲

この規格は、農産物缶詰及び農産物瓶詰（JAS 1419 の 3.13 に規定する固形トマトに該当しないものに限る。）の品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JAS 1419 トマト加工品

JIS Z 8305 活字の基準寸法

JIS Z 8801-1 試験用ふるいー第1部：金属製網ふるい

・・・略・・・



©mizuhodezainoffice

<畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 Canned livestock products and bottled livestock products>

1 適用範囲

この規格は、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰及び食肉瓶詰、ソーセージ缶詰及びソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰及びコーンドミート瓶詰、コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰並びに家きん卵水煮缶詰及び家きん卵水煮瓶詰の品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

・・・略・・・

5 試験方法

5.3.3 計算

粗たん白質は、次の式によって求める。なお、空試験の滴定で、1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を0とする。

・・・略・・・

<水産物缶詰及び水産物瓶詰 Canned marine products and bottled marine products>

1 適用範囲

この規格は、水産物缶詰及び水産物瓶詰のうち、いわし缶詰又はいわし瓶詰、さけ・ます缶詰又はさけ・ます瓶詰、さば缶詰又はさば瓶詰、さんま缶詰又はさんま瓶詰、まぐろ・かつお缶詰又はまぐろ・かつお瓶詰、いか缶詰又はいか瓶詰及びあか貝缶詰又はあか貝瓶詰の品質について規定する。



©mizuhon.デザインオフィス

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

・・・略・・・

<削りぶし Shavings of dried fish (Kezuribushi)>

・・・略・・・

5.3.3.2 食塩分

b) 滴定を電量滴定法 (5.3.2.2 b) 3)参照) によって行う場合が新設

・・・略・・・

<ドレッシング Dressings>

・・・略・・・

<青果市場の低温管理 Refrigeration in fruit and vegetable wholesale markets>

・・・略・・・

【施行日】 令和6年9月29日

205. 「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」(GMP基準) が告示 (令和6年8月30日)

【主な告示の背景】

紅麹関連製品に係る健康被害事案を踏まえ、機能性表示食品のうち、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造等の工程について、「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」としてGMP基準が告示された。

<GMP基準に規定される主な事項>

- ・「原材料」、「ロット」、「バリデーション」などの用語の定義 (第2条)
- ・製造管理及び品質管理に責任を負う総括責任者、品質管理責任者等の設置 (第5条)
- ・製品標準書等の備付け (第6条)
- ・製品等の製造管理・品質管理の基準 (第8・9条)

- ・製造等手順等の変更の管理、製造手順から逸脱した場合の措置（第12・13条）
- ・自己点検及び結果の記録・保管（第15・16条） など

【施行日】 令和6年9月1日

206. 「特定保健用食品に関する質疑応答集」が改正（令和6年8月30日）

【改正の背景】

紅麹関連製品に係る健康被害事案を踏まえ、特定保健用食品の表示許可等について改正されたことにより、「特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について」が発出、「特定保健用食品に関する質疑応答集」が改正。

【主な改正の内容】

行政機関への健康被害に関する情報提供について、様式「知見等報告書」により報告するうえでの留意点が新たなQ & Aとして追加された。

<「特定保健用食品に関する質疑応答集」の一部改正からの抜粋>

《新たな知見の報告について》

Q68 令和6年8月23日付けで一部改正された「特定保健用食品の表示許可等について」において新たに規定された、行政機関への健康被害に関する情報提供について、次長通知別添1別紙様式8「特定保健用食品 知見等報告書」により消費者庁長官へ報告する上で留意すべき点は何か。

許可等を受けた者は、許可等に係る食品の健康被害に関する情報を収集するとともに、当該情報を消費者庁長官へ提供する際は、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和6年8月23日付け厚生食監発0823第3号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）により都道府県知事等に提供した情報（当該通知の別紙様式）を次長通知別添1別紙様式8に添付し、提出すること。

207. 「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」が公表（令和6年8月30日）

【公表の背景】

機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準「GMP告示」が令和6年8月30日に公布。これを踏まえ、届出時に食品関連事業者が参照しやすいよう「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を基に「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」を新たに作成した。

【「ガイドライン」からの主な変更点】

1. ガイドライン中の「ガイドライン」及び「本ガイドライン」を、それぞれ「マニュアル」及び「本マニュアル」としたこと。
2. 各項目で参照すべき内閣府令等がわかるように、該当する根拠条文について引用して記載したこと。
3. 天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品（サプリメント形状の加工食品）についてはGMP告示に基づく管理が要件化されることを踏まえ、別紙様式（Ⅲ）-1-2を新たに作成し、当該告示に基づく管理について届け出る場合は、別紙様式（Ⅲ）-1に代えて別紙様式（Ⅲ）-1-2に記載することとしたこと。

4. ガイドラインの「IV (IV) 健康被害の情報収集に係る事項」のうち、令和6年9月1日以降に適用しない内容について、文字の網掛けを行ったこと。

5. ガイドラインのIV (IV) の「第2 届出後における健康被害情報の収集・評価・報告」を「第2 届出後における健康被害情報の提供」とした上で、以下の内容について追加したこと。

①「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」(令和6年8月23日付け厚生食監発0823第3号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知)に基づき対応すること。

②健康被害の情報提供について、保健所等へ報告した内容を消費者庁食品表示課にもメールにて情報提供する旨及び情報提供先の消費者庁食品表示課のメールアドレス。

6. 引用した内閣府令等及び令和6年9月1日に適用される内容等について、太枠で囲み強調したこと。

さらに、「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」公表に伴い、同日付けで「機能性表示食品に関する質疑応答集」が改正された。

208. 「食品表示基準について」が改正 (令和6年8月30日)

【主な改正の内容】

紅麹関連製品に係る健康被害事案を踏まえ、機能性表示食品に係る所要の改正を行った「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が令和6年9月1日に施行。これに伴い、改正後の機能性表示食品制度が適切に運用されるよう、「食品表示基準について」のうち機能性表示食品について定めた「別添 機能性表示食品」の全部について別紙のとおり改正された。

< (別紙) 別添 機能性表示食品 >

機能性表示食品については、食品表示基準のほか、以下の告示及び通知を参照すること。

- ・機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準 (令和6年内閣府告示第108号)
- ・食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示 ((令和6年内閣府告示第106号)
- ・機能性表示食品の届出等に関するマニュアル (令和6年8月30日付け消食表第775号食品表示課長通知)

209. 「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件」(国税庁告示第18号) が告示 (令和6年9月3日)

【主な改正の内容】

清酒について、保存のために混和することができる物品として、酸性白土が新たに追加。

(長官指定告示物品名：酸性白土)

種類	項目	成分規格	試験方法
酸性白土を 主成分 とするもの	効能	効能書の効能を有すること	国税庁所定分析法 231-65による
	酒質への影響	使用により、色、香、味等に異常を来さないこと	" -66 "
	鉄溶出	Feとして溶出量 1.0µg/ml以下	" -67 "
	鉛	Pbとして 40µg/g以下	" -68 "
	ヒ素	Asとして 3.0µg/g以下	" -69 "
	火落菌	火落菌が検出されないこと	" -70 "

【適用日】 令和6年9月3日

210. 「消除予定添加物名簿」が公示（令和6年9月5日）

【1年以内に「既存添加物名簿」からの消除が予定されている添加物（32品目）】

【消除予定添加物名簿】

既存添加物名簿番号

- 29 イナワラ灰抽出物(イネの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)
- 41 オゾケライト
- 91 グアヤク脂(ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβ-レジンの主成分とするものをいう。)
- 92 グアヤク樹脂(ユソウボクの分泌液から得られた、α-グアヤコン酸及びβ-グアヤコン酸の主成分とするものをいう。)
- 97 グッタハンカン(グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 98 グッタペルカ(グッタペルカの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 133 ゴマ柄灰抽出物(ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)
- 135 ゴム分解樹脂(ゴム(既存添加物名簿(厚生省告示第百二十号)第百三十四号のゴムをいう。)から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。)
- 153 シソ抽出物(シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)
- 174 セピオライト
- 179 ソバ柄灰抽出物(ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)
- 180 ソルバ(ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 181 ソルビンハ(ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 190 胆汁末(胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。)
- 198 チルテ(チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 200 ツヌー(ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 203 低分子ゴム(パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)
- 204 テオブロミン
- 226 ナフサ

- 230 ニガーグッタ(ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)
- 235 ばい煎ダイズ抽出物(ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。)
- 251 ひる石
- 270 プロポリス抽出物(ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)
- 276 ペカンナッツ色素(ピーカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)
- 288 ベネズエラチクル(ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)
- 300 ホホバロウ(ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。)
- 306 マッサランドバチョコレート(マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)
- 307 マッサランドババラタ(マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)
- 350 レイシ抽出物(マンネンタケの菌糸体若しくはその培養液から抽出して得られたもの又は子実体の培養液から抽出して得られたもの。)
- 351 レッチュデバカ(レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)
- 354 ログウッド色素(ログウッドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。)
- 355 ロンディンハ(ロンディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)

この消除予定添加物名簿について訂正を申し出る場合は、公示の日から6月以内に限り申出書を提出することができる。

211. 「異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖」の日本農林規格が改正（告示:令和6年9月18日）

【主な改正の内容】

JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に従い規格の様式が改正。

<異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖 High fructose syrup and Sugar added high fructose syrup>

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格はその最新版（追補を含む。）を適用する。

・・・略・・・

【施行日】 令和6年10月18日

212. 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」が告示（令和6年9月18日）

【主な改正の内容】

次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定された。

●農薬：イソピラザム、フルオキサストロビン、プロチオホス、フロニカミド、ヘキサコナゾール、ベンチアバリカルブイソプロピル、ポリオキシシンD亜鉛塩、メタフルミゾン

- 農薬及び動物用医薬品：テフルベンズロン、プロフラニリド
- 動物用医薬品：フェノキシエタノール
- 飼料添加物：3-ニトロオキシプロパノール

【適用日】告示日:令和6年9月18日から適用。ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用。

213. 「食品、添加物等の規格基準」が改正（告示:令和6年9月27日）

【主な改正の内容】

「食品、添加物等の規格基準」第3 器具及び容器包装に規定される別表第1（ポジティブリスト）について令和5年11月30日に公布された厚生労働省告示第324号において示された別表第1に変更追加が行われた。

【適用日】令和7年6月1日

（参考資料）

第二回食品衛生基準審査会 参考資料1からの一部抜粋
第2表（添加剤）物質名までの一部抜粋・・・他省略

改正内容	(物質の追加の場合) 令和4年4月26日より厚労省HPで行った意見募集の際 についていた通し番号	通し番号	物質名
材質区分別使用制限 (%) の変更	—	129	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸 2-エチルヘキシル、ジエチレントリアミン、バレロラクトン、2-フェノキシエタノール並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体
特記事項の変更	—	143	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたグリセロール
材質区分別使用制限 (%) の変更	—	147	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたN, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体
材質区分別使用制限 (%) の変更	—	698	フマル酸ジブチル
物質の追加	—	<u>828</u>	<u>アクリル酸 2-ヒドロキシエチル及びアクリル酸ブチルを主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	238	<u>829</u>	<u>インデン及びベンゾフランを主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	—	<u>830</u>	<u>エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びホスフィン酸からなるエステルのナトリウム塩</u>
物質の追加	388	<u>831</u>	<u>エピクロロヒドリン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	—	<u>832</u>	<u>オレイン酸及びテトラエチレンペンタアミンからなるアミド</u>
物質の追加	—	<u>833</u>	<u>加水分解処理されたN-[3-(トリアルコキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン</u>
物質の追加	501	<u>834</u>	<u>キシレン及びホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	596	<u>835</u>	<u>酢酸のコバルト塩</u>
物質の追加	—	<u>836</u>	<u>酢酸ビニル及びジシクロペンタジエンを主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	276、281、282、283、284、344、792、追052	<u>837</u>	<u>ジメチルシロキサン、3-ヒドロキシプロピルメチルシロキサン、ヒドロキシメチルシロキサン、メチルシルセスキオキサン及びメチル水素シロキサンのうち又は複数の主な構成成分とする重合体</u>
物質の追加	—	<u>838</u>	<u>(チオグリコール酸 2-エチルヘキシル) モノオクチルスズスルフィド</u>
物質の追加	—	<u>839</u>	<u>ビス (ノニルフェニル) アミン</u>
物質の追加	—	<u>840</u>	<u>N-ヒドロキシエチル-エチレンジアミン三酢酸のナトリウム塩</u>

214. 「公正競争規約の一部変更を認定した件」が告示（令和6年9月30日）

【主な改正の内容】

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が令和6年10月1日から施行されることに伴い、各公正競争規約において引用している景品表示法の条文に係る条数の整理等が行われた。

○アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約（昭和 55 年公正取引委員会告示第 10 号） ○粉わさびの表示に関する公正競争規約（昭和 44 年公正取引委員会告示第 3 号） ○削りぶしの表示に関する公正競争規約（昭和 44 年公正取引委員会告示第 53 号） ○食酢の表示に関する公正競争規約（昭和 45 年公正取引委員会告示第 12 号） ○凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約（昭和 45 年公正取引委員会告示第 21 号） ○チョコレート類の表示に関する公正競争規約（昭和 46 年公正取引委員会告示第 16 号） ○チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約（昭和 47 年公正取引委員会告示第 46 号） ○チューインガムの表示に関する公正競争規約（昭和 50 年公正取引委員会告示第 19 号） ○コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約（昭和 52 年公正取引委員会告示第 50 号） ○ウイスキーの表示に関する公正競争規約（昭和 55 年公正取引委員会告示第 22 号） ○輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約（昭和 55 年公正取引委員会告示第 23 号） ○トマト加工品の表示に関する公正競争規約（昭和 56 年公正取引委員会告示第 3 号） ○輸入ビールの表示に関する公正競争規約（昭和 57 年公正取引委員会告示第 5 号） ○泡盛の表示に関する公正競争規約（昭和 58 年公正取引委員会告示第 29 号） ○単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約（昭和 61 年公正取引委員会告示第 7 号） ○豆乳類の表示に関する公正競争規約（昭和 63 年公正取引委員会告示第 1 号） ○辛子めんたいご食品の表示に関する公正競争規約（昭和 63 年公正取引委員会告示第 17 号） ○レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約（平成 3 年公正取引委員会告示第 33 号） ○食肉の表示に関する公正競争規約（平成 7 年公正取引委員会告示第 21 号） ○包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成 12 年公正取引委員会告示第 9 号） ○即席めんの表示に関する公正競争規約（平成 12 年公正取引委員会告示第 10 号） ○果実飲料等の表示に関する公正競争規約（平成 13 年公正取引委員会告示第 5 号） ○みその表示に関する公正競争規約（平成 16 年公正取引委員会告示第 4 号） ○ドレッシング類の表示に関する公正競争規約（平成 19 年公正取引委員会告示第 11 号） ○しょうゆの表示に関する公正競争規約（平成 19 年公正取引委員会告示第 14 号） ○もろみ酢の表示に関する公正競争規約（平成 20 年公正取引委員会告示第 1 号） ○食用塩の表示に関する公正競争規約（平成 20 年公正取引委員会告示第 3 号） ○特定保健用食品の表示に関する公正競争規約（令和 2 年公正取引委員会・消費者庁告示第 4 号） ○食品缶詰の表示に関する公正競争規約（昭和 43 年公正取引委員会告示第 59 号） ○観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和 41 年公正取引委員会告示第 6 号）

【施行日】令和 6 年 10 月 1 日（ただし、「アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約」の第 2 条に係る変更は令和 6 年 9 月 30 日）

つづく

参考文献：消費者庁、農林水産省、厚生労働省、国税庁、中央法規（株）

イラスト：m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）